

分野3 療育・教育の充実

＜現状と課題＞

支援を必要とする子どもや、子育てに不安を抱える親の心情に寄り添いながら、多様化するニーズを踏まえ、関係機関の連携の下、個々の子どもの状態やライフステージに応じた~~一貫した~~支援にとり組む必要がある~~と考えられます~~。

更に重度・重複障がいのある子どもや、医療的ケアを必要とする子どもを含む障がいのある子どもが、幼稚園、保育園、児童会館などにおいても、必要な支援を受けながら障がいのない子どもとともに過ごせるような体制づくりに努める必要があります。

また、住み慣れた地域や学校で、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が受けられる環境づくりを進める必要がある~~と考えられます~~。

障がいのある子ども本人に対する支援のほか、親に対する精神的なフォローを行うなど、療育面での相談支援体制を充実させることが必要との意見が寄せられております。

＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

今後の教育や療育について力をいれるべきこと

- ・障がいに応じた教育内容の充実（障がい児調査 42.3%）
- ・義務教育終了後の進路（就職先）の確保（障がい児調査 41.8%）
- ・通常の学級、保育所、幼稚園での受入の充実（障がい児調査 30.5%）

◆基本方針

基本方針1	母子保健、療育、保育、教育、福祉、医療、就労等の関係 機関の連携の下、乳幼児期から成人期までの一貫した支援 体制の充実を図ります。
基本方針2	障がいのある子どもが個々のニーズに応じた適切な支援 を受けながら、障がいのない子どもとともに、住み慣れた 地域で個々のニーズに応じた適切な支援が受けられる 安心して生活できる環境づくりを推進します。

◆基本施策	
基本施策1	ライフステージに応じた支援体制の充実
基本施策2	早期療育の充実
基本施策3	学校教育の充実
基本施策4	卒業後成人期への移行支援

基本施策1 ライフステージに応じた支援体制の充実

○ 療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応した様々な  
相談窓口を設置し、関係機関が相互に連携しながらライフステージに  
応じた支援体制の充実を図ります。

○ 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援を含め、  
多様化する障がいのある子どもや保護者へのニーズにどのように対応  
していくか、札幌市における障がい児支援体制の在り方について検討  
します。

<重点取組>

◆障がい児地域支援マネジメント事業（新規）

児童発達支援センターに障がい児支援マネージャーを配置し、

療育に関する情報発信や、障がい児通所支援事業所への支援・助言、関係機関の支援調整を行うことで、児童発達支援センターの機能強化、充実を図ります。

◆医療的ケア児の支援のあり方について検討（新規）

医療的ケア児の支援の在り方について、平成29年度中に設置する医療、保健、保育、教育、福祉関係者による協議の場において、~~医療的ケア児の支援の在り方について~~検討します。

◆幼児教育相談

発達に心配のある幼児や子育てに関して、幼児教育センターにおける来所相談のほか、各区の市立幼稚園を会場とした「地域教育相談」を実施します。

◆児童福祉相談・支援体制の強化

児童相談所の施設・設備の拡充や専門職の増員を視野に入れた機能強化を進めるほか、児童福祉に関する様々な機関との効果的な連携が図られるよう、児童相談所及び区における児童福祉相談・支援体制を強化していきます。

また、平成29年4月に策定した「第二次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき、児童相談所と各機関の役割分担や情報共有の在り方を整理します。

◆子どもの権利救済機関の運営

いじめや差別などの深刻な権利侵害だけでなく、子どもに

かか さまざま なや う きゅうさい もうした とう もと  
 関わる様々な悩みを受けるとともに、救済の申立て等に基づき、  
 こうてきだいさんしゃ たちば かんけいきかん しじつかくにん ちょうさ かんけいしゃかん  
 公的第三者の立場で、関係機関への事実確認の調査や関係者間  
 ちょうせいとう おこな  
 の調整等を行います。

基本施策2 早期療育の充実

- 子どもの障がいの状況に応じた配慮をしながら、障がいのない子どもとともに成長していく環境づくりを進めます。
- 子ども・子育て支援法に基づく施策や母子保健施策など他の子ども関連施策との連携により、障がい児支援体制の整備を図ります。
- 児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの円滑な提供と質の確保に努めます。
- 児童発達支援センターを地域における中核的支援施設と位置付け、児童発達支援事業所、札幌市子ども発達支援総合センター(ちくたく)、札幌市自閉症・発達障がい支援センター(おがる)、札幌市児童相談所等との連携による重層的な支援を推進します。
- 障害児入所施設において、虐待を受けた障がい児への対応を含め、様々なニーズへの対応を図ります。

＜重点取組＞

◆療育支援の充実(療育支援事業、先天性障がい児早期療育事業)

乳幼児健康診査等を通じて、発達に心配のある子どもを対象に、子どもの状態に応じた療育を実施すると同時に、保護者の複雑で不安な気持ちを受け止め、障がいの気づきができるよう

はたら こと こと あ しんろ とも かんが ひつよう じょうほう  
に働きかけ、個々の子どもに合った進路を共に考え必要な情報  
ていきょう  
を提供します。

せんてんせいししょう にゅうようじ ほごしゃ ふあん  
また、先天性障がいのある乳幼児についても、保護者の不安な  
きも う と こ しんしん はったつ うなが いくじ  
気持ちを受け止め、子どもの心身の発達を促すとともに、育児  
ぜんぱん ひつよう じょうほう ていきょう おこな  
全般に必要な情報の提供を行います。

◆ しょうがいじつうしよしえん さーびす えんかつ ていきょうおよ しつ かくほ  
障害児通所支援サービスの円滑な提供及び質の確保

じどうふくしほう もと みちか ちいき つうしよ しえん  
児童福祉法に基づき、身近な地域における通所を支援する  
じどうはったつしえん ほうかごとう いばしよ そくしん ほうかごとう  
「児童発達支援」、放課後等の居場所づくりを促進する「放課後等  
てい さーびす ほいくしよとう あんてい りよう そくしん  
デイサービス」、保育所等の安定した利用を促進するための  
ほいくしよとうほうもんしえん えんかつ ていきょう  
「保育所等訪問支援」を円滑に提供します。

くに さくてい ほうかごとうてい さーびす がいどらいん  
また、国が策定した「放課後等デイサービスガイドライン」や  
じどうはったつしえん がいどらいん かつよう そくしん かくじぎょうしよ  
「児童発達支援ガイドライン」の活用を促進するなど、各事業所  
しつ かくほおよ こうじょう つと  
の質の確保及び向上に努めます。

◆ さっぽろしこ はったつしえんそうごうせんたー きのう じゅうじつ  
札幌市子ども発達支援総合センター（ちくたく）の機能の充実

いりよう ふくし りようめん こ かぞく たい そうごうてき てきせつ  
医療・福祉の両面から、子どもや家族に対する総合的かつ適切  
しえん ていきょう もくてき こ はったつしえんそうごうせんたー  
な支援を提供することを目的に、子ども発達支援総合センター  
かいせつ  
を開設しました。

とうがいせんたー じどうせいしんか したいふじゆうじ たいしよう  
当該センターは、児童精神科や肢体不自由児などを対象にし  
しょうにか せいけいげか も いりようぶもん くわ じどうしんりちりよう  
た小児科・整形外科などを持つ医療部門に加え、児童心理治療  
せんたー じへいしりょうじしえんせんたー にゅうしよぶもん しゅうがくまえ こ  
センターや自閉症児支援センターの入所部門、就学前の子ども  
つうしよぶもん いりようかたおよ ふくしがたじどうはったつしえんせんたー  
のための通所部門（医療型及び福祉型児童発達支援センター）が  
あり、それぞれの部門が連携・協働しながら支援をしています。

こ たい そうごうてき しえん さっぽろしぜんたい  
また、子どもに対する総合的な支援とともに、札幌市全体の

こ しょうたいせい こうじょう む かんけいきかん れんけい じんざいいくせい  
子どもの支援体制の向上に向け、関係機関との連携や人材育成  
など、地域に対する支援を強化していきます。

#### ◆ 児童発達支援センターの機能充実

じどうふくしほう もと おも みしゅうがく しょう じ たい みちか  
児童福祉法に基づき、主に未就学の障がい児に対する身近な  
りょういく ば きのうくんれん りょういくしどう おこな  
療育の場として機能訓練や療育指導などを行うとともに、  
ちいき しょう じ ほごしゃ たい しえん おこな  
地域の障がい児や保護者に対して支援を行います。

ちいき しょう じ ほごしゃ たい しえん おこな  
また、地域における中核的支援施設として、児童発達支援事  
ぎょうしょうどう れんけい りょういくきのう しつ こうじょう はか  
業所等との連携による療育機能の質の向上を図ります。

こうりつ じどうはったつしえんせんたー さら きのう  
また、公立の児童発達支援センターについては、更なる機能の  
じゅうじつ めざ しょうらいてき あかた かん りょうしゃ がいぶ  
充実を目指し、その将来的な在り方に関して、利用者や、外部  
ゆうしきしゃ まじ けんどう  
有識者を交え、検討します。

#### ◆ ~~私立幼稚園等特別支援教育事業私立幼稚園等における特別支援~~ 教育の推進

しりつようちえんとう とくべつ きょういくてきしえん ひつよう ようじ えんかつ  
私立幼稚園等で特別な教育的支援を必要とする幼児の円滑な  
うけい そくしん ようじきょういくしえんいん しりつようちえんとう ほうもん  
受入れを促進するため、幼児教育支援員が私立幼稚園等を訪問  
こべつ しどうけいかく さくせいしえん きょういんそうだん とくべつしえんたんとうしゃ む  
し、個別の指導計画の作成支援や教員相談、特別支援担当者向け  
けんしゅうかい じっし とくべつしえんきょういく じゅうじつ はか  
研修会を実施するなどして特別支援教育の充実を図ります。⇒

~~てきせつ ほいくかんきょう ていきょう  
適切な保育環境を提供します。~~

#### ◆ 障がい児保育の実施と障がい児保育巡回指導

ほいく ひつよう しんしん しょう じどう しょう  
保育が必要な心身に障がいのある児童を、障がいのない  
じどう しゅうだんほいく せいちょうはったつ そくしん  
児童とともに集団保育することにより、成長発達を促進する  
じどうふくし ぞうしん はか じっしほいくしよ  
とともに、児童福祉の増進を図ります。実施保育所においては、

障がい児保育の充実を図るため、臨床発達心理士など専門員による巡回指導を行い、必要に応じて保育者または保護者に対して指導、助言を行います。

◆放課後児童クラブ等における障がい児の受け入れ

障がいのある児童の健全育成及び保護者に対する支援として、障がいのある児童を受け入れている館に指導員を加配できるようにするなど、子どもの障がいに応じた配慮をしながら、障がいのない児童と同じように児童会館及びミニ児童会館を利用できる環境づくりを進めます。

また、民間児童育成会についても、保護者が就労している障がいのある児童等を登録している場合は助成金を加算するなど、各会における受け入れの促進を図ります。

基本施策3 学校教育の充実

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、教育環境の整備を推進します。
- 教育と福祉施策の連携により、就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、幼稚園・学校と障害児通所支援事業所等の連携を図ります。
- 障がいのある子どもとない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指したインクルーシブ教育システム構築に向けた国の取組を踏まえつつ、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みづくりを進めていきます。

じゅうてんとりくみ  
＜重点取組＞

◆一人~~＝~~ひとり<sup>ひとりひとり</sup>が<sup>まな そだ</sup>学び育つための<sup>きょういくてきしえん</sup>教育的支援の<sup>じゅうじつ</sup>充実

特別な<sup>とくべつ</sup>教育的<sup>きょういくてきしえん</sup>支援<sup>ひつよう</sup>を必要とする<sup>じどうせいと</sup>児童生徒が、<sup>ここ</sup>個々の<sup>ちから</sup>もつ力を<sup>さいだいげん</sup>最大限に<sup>はつき</sup>発揮できるよう、「サポート<sup>さほーとふあいる</sup>ファイル<sup>さっぽろ</sup>」(※1)や、「<sup>まな</sup>学びの<sup>さほーたー</sup>サポーター」(※2)の<sup>かつよう</sup>活用により<sup>ひとりひとり</sup>一人一人の<sup>しょう</sup>障がいの<sup>じょうたい</sup>状態や<sup>きょういくに</sup>教育ニーズに<sup>おう</sup>応じた<sup>きょういくてきしえん</sup>教育的支援の<sup>じゅうじつ</sup>充実を図ります。

※1 サポート<sup>さほーとふあいる</sup>ファイル<sup>さっぽろ</sup>

⇒ 22<sup>ペー</sup>ページ<sup>じさんしょう</sup>参照

※2 <sup>まな</sup>学びの<sup>さほーたー</sup>サポーター

特別な<sup>とくべつ</sup>教育的<sup>きょういくてきしえん</sup>支援<sup>ひつよう</sup>を必要とする<sup>じどうせいと</sup>児童生徒<sup>たい</sup>に対して、<sup>きょういん</sup>教員の<sup>ほじょ</sup>補助として、<sup>がっこうせいかつおよ</sup>学校生活及び<sup>がくしゅう</sup>学習<sup>おこな</sup>を行う<sup>ひつよう</sup>うえで必要となる<sup>しえん</sup>支援<sup>おこな</sup>を行う<sup>ゆうしょう</sup>有償<sup>ぼらんていあ</sup>ボランティア。

◆<sup>ちいき</sup>地域<sup>まな そだ</sup>で<sup>きょういくかんきょう</sup>学び育つための<sup>せいび</sup>教育環境<sup>いちぶしんき</sup>の整備(一部新規)

特別な<sup>とくべつ</sup>教育的<sup>きょういくてきしえん</sup>支援<sup>ひつよう</sup>を必要とする<sup>じどうせいと</sup>児童生徒が<sup>きょじゅう</sup>居住する<sup>みちか</sup>身近な<sup>ちいき</sup>地域<sup>てきせつ</sup>で<sup>しえん</sup>適切な<sup>う</sup>支援<sup>とくべつしえん</sup>を受け<sup>が</sup>ことができるよう、<sup>とくべつしえん</sup>特別支援<sup>が</sup>学級<sup>が</sup>や<sup>つうきゅうしどうきょうしつ</sup>通級指導<sup>せいび</sup>教室<sup>すいしん</sup>の<sup>せいび</sup>整備<sup>すいしん</sup>を<sup>せいび</sup>推進<sup>すいしん</sup>します。

また、<sup>しりつこうこう</sup>市立<sup>つうきゅうしどう</sup>高校<sup>どうにゅう</sup>における<sup>けんとう</sup>通級指導<sup>けんとう</sup>の<sup>けんとう</sup>導入<sup>けんとう</sup>について<sup>けんとう</sup>検討<sup>けんとう</sup>します。

きほんしさく  
基本<sup>きほんしさく</sup>施策<sup>しさく</sup>4 <sup>そつぎょうごせいじんき</sup>卒業後<sup>いこうしえん</sup>成人期<sup>いこうしえん</sup>への<sup>いこうしえん</sup>移行<sup>いこうしえん</sup>支援<sup>いこうしえん</sup>

○ <sup>はろーわーく</sup>ハローワーク<sup>かんけいきかん</sup>などの<sup>れんけい</sup>関係<sup>もと</sup>機関<sup>そつぎょうご</sup>との<sup>しゅうろう</sup>連携<sup>しゅうろう</sup>の下、<sup>しえん</sup>卒業<sup>じゅうじつ</sup>後、<sup>はか</sup>就労<sup>はか</sup>につなげるための<sup>しえん</sup>支援<sup>じゅうじつ</sup>の<sup>はか</sup>充実<sup>はか</sup>を図ります。

- 卒業後も地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制の充実を図ります。
- 卒業後も社会生活によりよく対応できるよう、学びの機会や学びの場の充実について検討します。

じゅうてんとりくみ  
**<重点取組>**

◆ 市立高等支援学校における教育の充実

市立高等支援学校において、就労促進を図るための教育内容の見直し等について検討を進めます。

また、平成29年に新たに開設した市立札幌みなみの杜高等支援学校と、市立札幌豊明高等支援学校が相互に連携し、共同学習等による就労支援体制の充実を図るよう努めます。